

副業サイトの誘いに注意！

－ 「□□するだけで〇〇万円」など副業の誘いに注意 －

メールや SNS を通じて「□□するだけで〇〇万円」などとあなたを誘ってきます。簡単にお金が貰える（稼げる）ならと安易な気持ちで登録をしてしまうと、その後、お金を受け取るために必要な手続き費用がある等、様々な名目で次々と言葉巧みにお金を請求され、実際に指示された通りにお金を支払って手続きを行っても、一向に報酬などを受け取ることはできずトラブルになっています。

【相談事例】

- ① 「□□するだけで〇〇万円」を信じて手続き費用を払い続けたが、途中で連絡が途絶えた。
- ② SNS で知り合った人から儲かった話を聞いてお金をつぎ込んだが、儲からなかった。
- ③ SNS で知りあった人にサイトに誘導され、やりとりを続けるためにお金を使ってしまった。
- ④ 「△△が当選した」とのメールをきっかけにお金を受け取るために複数のサイトに登録させられ、結局、当選したものは受け取れなかった。
- ⑤ 新型コロナウイルスの影響で収入が減ったため在宅ワークができるサイトに登録したが、お金を請求され支払ったが、報酬を受け取れなかった。



消費者へのアドバイス！

- (1) 「□□するだけで報酬がもらえる」「自宅で簡単に稼げる」などとうたうホームページに注意しましょう。
- (2) メールやメッセージで、「△△が当選した」など簡単にお金をもらえる話をされても返信しないようにしましょう。
- (3) やりとりをしている相手を安易に信用せず、冷静に判断するようにしましょう。

「今だけ」、 「今回に限り」 等、

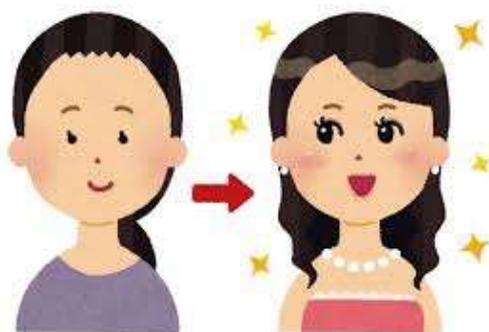
お得感を感じて商品を買う前に。。。

「〇〇%OFF」「今だけ（なら）〇〇円」「今回に限り無料（送料のみ）」
健康食品や化粧品のスマホ画面や新聞（雑誌）広告、見たことありませんか。
「お得だな」と注文したら、実は高額な定期購入契約だった…。
そんな通信販売のトラブルがとて多く発生しています。



このような勧誘には以下の問題点があります。

- ① 「安さ」「お得さ」が目立ち、定期購入であることがわかりにくい。
- ② スマホのSNSの広告や動画広告がきっかけで契約条件がわかりにくい。
- ③ 解約のしかたがわかりにくい。
- ④ 電話がつながらないなど、事業者と連絡をとることもむずかしい。
- ⑤ 「〇〇円」など安いと消費者は思っていたのに、高額な料金を請求される。



消費者に伝えたいポイント！



(1) 「定期購入ではないか」

「総額はいくらか」など契約内容をしっかり確認する。

(2) 「解約・返品できるかどうか」「解約条件」などを必ず確認する。

(3) 注文した画面をスクリーンショットし、事業者と連絡した記録も残す。

(4) 不安に思ったり、事業者とトラブルになったら、三島市 市民生活相談センター（消費生活センター）等に相談する。

「絶対もうかりますよ！」 それ、大丈夫!?

「必ずもうかる」「高額配当」「元本保証」などと勧誘され投資したが、
収益も出ず資産を失うという被害が高齢者を中心に多発しています。

こんな投資トラブルがあります

● レンタルオーナー商法

商品を購入してレンタル品の所有者になれば、
レンタル料が支払われると言われ投資したが、
レンタル料が払われなくなったばかりか購入代金が戻らない。

● 暗号資産（仮想通貨）

「今後価値が上がる」
「仮想通貨のマイニング事業へ投資すれば高配当が受け取れる」
と言われ投資したが配当もなく、連絡が取れない。

● 情報商材

簡単にもうかるノウハウを記したとする「情報商材」を
勧誘され購入したものの、実際は説明と異なりもうからない。

その他、太陽光発電など
その時々で話題となっているキーワードに対する投資など

消費者へのアドバイス!

- ① 「必ずもうかる」「将来必ず値上がりする」
「元本保証」等の業者の言葉をうのみにしない。
- ② 内容やリスクが少しでも理解できなければ契約しない。
- ③ 判断力が衰えた場合に備え、資産の管理について
周囲とあらかじめ相談しておきましょう



仮想通貨 便利ツール



口座・暗証番号を聞き出す 詐欺にご注意ください



【 税務署の職員 】【 県・市の職員 】【 その関係者 】等が
以下を行うことは絶対にありません！

- ☑ 金融機関の口座番号、口座の暗証番号、
資産の情報、家族構成などの個人情報などを伺うこと。
- ☑ 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認すること。
- ☑ 金銭を要求したり、手数料の振込みを求めること。

怪しいな?と思ったら、遠慮なくご相談ください。

警察相談専用電話

9110 又は
最寄りの警察署

消費者ホットライン

(局番なしの3桁)
188(いやや!)

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

※ダイヤル後、5番を選択してください。

消費生活相談をご利用ください

架空請求ハガキ、商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、
お気軽にお電話ください。

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188(いやや)

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります

